に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に準用育児休業法第二十六条第一項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない時間その他の防衛大臣が定める時間（以下この項において「育児時間等」という。）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）の全てを勤務した日の日数（第五項において「実勤務日数」という。）が二十日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

第四十八条中第四項を第七項とし、第三項の次に次の三項を加える。

4　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかつた日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第二項ただし書の規定にかかわらず、当該九十日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。

5　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日に達した日の翌日から実勤務日数が二十日に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第二項ただし書の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。

6　療養期間中の休養日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第二項ただし書及び第三項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

附　則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行し、改正後の自衛隊法施行規則第四十八条の規定は、同日以後に使用した病気休暇について適用する。

告　示

○金融庁告示第百二十四号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月二十二日

金融庁長官　三國谷勝範

第一条中第九十八号を第九十九号とし、第九十七号を第九十八号とし、第九十六号を第九十七号とし、第九十五号の次に次の一号を加える。

九十六　株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ

○総務省告示第四百三十九号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第二条の四第一号イ（同令第七条の二の三、第十条の二の十、第十五条の四の二、第十六条の二十三の四及び第二十四条の二十七において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、同令第二条の四第一号イに規定する総務大臣が指定する法人を次のように指定する。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣　片山　善博

名　称	住　所
社団法人地方税電子化協議会	東京都千代田区永田町一丁目十一番三十二号

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○法務省告示第六百三十二号

さいたま市浦和区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十二年十二月二十二日

法務大臣　仙谷　由人

埼玉県浦和市高砂町二丁目十三番地　青木小善次

住所　茨城県日立市本宮町３丁目６番12―402号
王昆　昭和56年12月11日生

住所　兵庫県姫路市飾磨区城南町１丁目62番地２
王偉　昭和52年６月12日生

住所　神奈川県小田原市西酒匂３丁目13番７―301号
曲巍　昭和52年11月17日生

住所　埼玉県川口市東本郷２丁目７番18―１号
崔傑　昭和49年３月９日生

住所　長野県松本市神田１丁目32番12号
李英敏　昭和46年５月27日生

住所　東京都北区堀船２丁目27番１―808号
劉星光　平成７年７月16日生

住所　埼玉県新座市野火止１丁目７番33号
朴銀子　昭和53年１月８日生

住所　東京都北区田端新町３丁目12番９―710号
池紅花　昭和51年９月27日生

住所　北海道江別市大麻南樹町４番地
朴逸清　平成11年２月24日生

住所　横浜市港北区綱島上町１番地１
リフェロバ・タティアナ・ミコライヴナ　昭和53年５月14日生

住所　東京都港区虎ノ門３丁目12番１号
氏　名　ジョセフ・アレクサンダー・ビバッシュ
生年月日　千九百六十二年五月五日
国　籍　アメリカ合衆国

平成二十二年十二月二十二日

法務大臣　仙谷　由人

○法務省告示第六百三十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国カリフォルニア州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年十二月二十二日

法務大臣　仙谷　由人

○法務省告示第六百三十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年十二月二十二日

法務大臣　仙谷　由人

住所　東京都港区虎ノ門３丁目12番１号
リフェロバ・タティアナ・ミコライヴナ　昭和53年５月14日生

住所　北海道江別市大麻南樹町４番地
アリスキナ・イリナ　昭和62年12月25日生

住所　横浜市港北区綱島上町１番地１
アキモト・エレーナ・ニコラーエヴナ　昭和47年５月13日生

住所　東京都台東区根岸１丁目１番26―803号
徐紫華　昭和43年８月10日生

住所　神奈川県小田原市浜町３丁目１番41号
陳俊合　昭和21年12月10日生

住所　東京都台東区根岸１丁目１番26―803号
廖月娥　昭和27年４月20日生

住所　神奈川県小田原市浜町３丁目１番41号
陳怡秀　昭和53年６月28日生

住所　千葉市花見川区花見川４番４―208号
陳怡蕙　昭和55年６月24日生

住所　千葉市花見川区花見川４番４―208号
エスピオン・アランゴ・クラトミ　昭和41年11月15日生

住所　川崎市宮前区宮崎６丁目１番地５
カオリ・アランゴ・ゴメス　平成10年９月４日生

住所　川崎市宮前区宮崎６丁目１番地５
羅競　昭和37年８月22日生

住所　埼玉県草加市谷塚町266番地30
劉清　昭和39年３月16日生

住所　埼玉県川越市大字砂新田137番地24
羅劉星　平成２年５月22日生

住所　埼玉県川越市大字砂新田137番地24
趙今淑　昭和49年12月16日生

住所　埼玉県草加市谷塚町266番地30
朴英順　昭和55年３月２日生

住所　茨城県日立市本宮町３丁目６番12―402号
王昆　昭和56年12月11日生

住所　兵庫県姫路市飾磨区城南町１丁目62番地２
王偉　昭和52年６月12日生

住所　神奈川県小田原市西酒匂３丁目13番７―301号
曲巍　昭和52年11月17日生

住所　埼玉県川口市東本郷２丁目７番18―１号
崔傑　昭和49年３月９日生

住所　長野県松本市神田１丁目32番12号
李英敏　昭和46年５月27日生

住所　東京都北区堀船２丁目27番１―808号
劉星光　平成７年７月16日生

住所　埼玉県新座市野火止１丁目７番33号
朴銀子　昭和53年１月８日生

住所　東京都北区田端新町３丁目12番９―710号
池紅花　昭和51年９月27日生

住所　東京都練馬区谷原３丁目16番９号
朴逸清　平成11年２月24日生

住所　東京都練馬区谷原３丁目16番９号
孫岩　昭和49年８月30日生

住所　東京都大田区東蒲田１丁目21番17号
余柳峰　昭和54年１月７日生

住所　横浜市緑区鴨居４丁目58番11―403号
金美英　昭和56年５月14日生

住所　大阪府東大阪市小若江１丁目17番２号
吳洋　昭和57年８月26日生

住所　大阪府豊中市宮山町４丁目５番38号
孫暁貢　昭和61年10月４日生

住所　大阪市東成区神路３丁目１番７号
アブ・サダト・モハマッド・サヤム　昭和55年１月４日生

住所　大阪市浪速区大国１丁目３番５―803号
林立　昭和57年３月８日生

住所　東京都練馬区東大泉２丁目26番19―201号
範長華　昭和55年６月６日生

住所　岐阜県瑞浪市山田町332番地２
鄭佳禎　昭和54年10月26日生

住所　東京都豊島区巣鴨１丁目11番８号
李貞　昭和58年８月13日生

住所　大阪府豊中市東泉丘４丁目３番５―1005号
金容培　昭和45年８月20日生

住所　東京都練馬区東大泉２丁目26番19―201号
鄭佳禎　昭和54年10月26日生

住所　岐阜県瑞浪市山田町332番地２
周国君　昭和49年５月２日生

周天　平成12年３月30日生